



看護師を目指す人を応援します 看護師養成奨学金

市は、地域の医療・福祉の向上を図るため、市内の医療機関・福祉施設等に看護師として就職しようとする学生に奨学金の貸し付けを行います。

市内の医療機関・福祉施設等に看護師として一定期間勤務した場合は、奨学金の一部、または全部が免除されます。

■問い合わせ 保険課健康保険係 ☎(21)0258

- ▶対象者 次の全てに該当する人
- ①市内に住所、生活の本拠がある人、またはその人の家族
 - ②保健師助産師看護師法第21条に規定する文部科学大臣の指定した学校、または厚生労働大臣が指定した看護師養成所に在学している人
 - ③看護師の資格を取得し学校等を卒業した後、市内の医療機関、または福祉施設等に看護師として勤務する意志を持っている人
- ▶受付期間 4月1日(月)から随時受け付けます。
- ▶応募方法 奨学金貸付申請書に連帯保証人2人が連署し、奨学生推薦書、在学証明書、現住所を証明する書類を添えて、保険課に提出してください。
- ▶貸付月額 4万4000円(無利子)
- ▶貸付の決定 審査の上、決定します。申請者全員に貸し付けできるわけではありません。
- ▶貸付回数 年4回 四期に分けて貸し付けます。
- ▶貸付期間 学校等の所定の修業期間(看護系短期大学3年間、大学4年間、看護専門学校3年間など)
- ▶貸付定員 毎年5人程度を認定
- ▶奨学金の返還・免除
- ①卒業後1年を経過、または看護師学校を退学等した場合には、貸与を受けた期間の3倍に相当する期間中に返還しなければなりません。
 - ②卒業後ほかの看護師学校に進学している場合や、市内の医療機関等で看護職員の業務に従事している場合などは、返還が猶予されます。
 - ③市内の医療機関・福祉施設等に看護師として一定期間勤務した場合は、奨学金の一部、または全部が免除されます。

学生生活を支援します 高梁市奨学生

市は、将来社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的に、経済的理由により修学困難な人に対し奨学金の貸し付けを行います。

■問い合わせ 学校教育課総務係 ☎(21)1500

- ▶応募資格 次の全てに該当する人
- ①本市に本籍を有する人、または奨学金申請時、市内に引き続き5年以上住所を有し、高等学校または大学等に在学する学生
 - ②品行方正にして学業成績優秀な人
 - ③身体、精神ともに健全で成業の見込みのある人
 - ④他の奨学金制度から貸付金を受けていない人
- ▶受付期間 4月1日(月)～4月30日(火)
- ▶応募方法 奨学金借入申請書に「出身学校長または在学校長の推薦書(新1年生は出身校、その他の学年は在学学校の推薦)」「入学許可証の写し、または在学証明書」「家族全員の前年中の所得証明書、確定申告をした人は確定申告書の写し」を添えて、学校教育課に提出してください。申請書等は、学校教育課、地域局に備えています。
- ▶貸付月額 高等学校生 1万8000円、大学等学生 4万4000円(無利子)
- ▶貸付の決定 5月下旬に審査の上、決定します。
- ▶貸付期間 貸し付けを決定した年度の4月から当該学校卒業の月まで
- ▶奨学金の返還
- 卒業後満1年を経過した翌月から貸与を受けた月数の3倍に相当する期間中に、その金額を月賦、半年賦または年賦で返還しなければなりません。
- なお、奨学金を辞退または退学等された場合は、その時点で全額返還となります。



4月1日から

担当窓口が県から市に変わります

申請や届け出などをする場合は、確認をお願いします。詳細な事務については、担当窓口にお問い合わせください。

区分	移譲された事務 (下段の「・」は主な事務内容)	事務の担当窓口	
		3月31日まで 岡山県	4月1日から 高梁市
福祉	未熟児の訪問指導等 ・未熟児養育医療の支給申請の受付 ・未熟児養育医療支給に係る認定 ・未熟児養育医療券の交付 ・未熟児養育医療費の支払い	医薬安全課 特定保健対策班 ☎086-226-7342 ※申請・交付の窓口は市町村です。	子ども課子ども支援係 ☎(21)0288 ※未熟児の訪問指導については、引き続き、健康づくり課母子保健係が実施します。
	育成医療の支給認定等 ・育成医療の支給申請の受付 ・育成医療支給に係る認定 ・育成医療受給者証の交付 ・育成医療費の支払い	医薬安全課 特定保健対策班 ☎086-226-7342 (申請・交付の窓口) 備北保健所 ☎0866-21-2836	福祉課障害福祉係 ☎(21)0284
	社会福祉法人の定款の認可等に関する事務 ・定款(変更)認可 ・定款変更の届出受理 ・報告の徴取及び検査(指導監査) ・事業概要等の届出受理	備中県民局健康福祉課指導班 ☎086-434-7021	福祉課施設指導係 ☎(21)0265
	児童福祉施設の設置認可等 ・児童福祉事業の開始の届出受理 ・児童福祉施設の設置の認可 ・報告の徴取及び立入検査(指導監査)	(認可・検査等) 備中県民局健康福祉課指導班 ☎086-434-7021 (届け出) 備中県民局福祉振興課子育て支援班 ☎086-434-7023	福祉課施設指導係 ☎(21)0265
	社会福祉事業の開始の届出受理、許可等 ・社会福祉事業(第1種・第2種)の開始の届出受理 ・報告の徴取及び検査(指導監査)	備中県民局健康福祉課指導班 ☎086-434-7021	福祉課施設指導係 ☎(21)0265
	養護老人ホーム等の設置の届出受理等 ・老人福祉施設の設置認可 ・老人居宅生活支援事業等の開始の届出受理 ・報告の徴取及び検査(指導監査)	備中県民局健康福祉課指導班 ☎086-434-7021 (老人居宅生活支援事業の届け出) 備中県民局健康福祉課事業者第一班 ☎086-434-7054	福祉課施設指導係 ☎(21)0265
	障害者支援施設の設置の届出受理等 ・障害福祉サービス事業の開始届出受理 ・障害者支援施設の設置届出受理 ・身体障害者社会参加支援施設の設置の届出受理 ・報告の徴取及び検査(指導監査)	(届け出) 備中県民局健康福祉課事業者第二班 ☎086-434-7064 (検査等) 備中県民局健康福祉課指導班 ☎086-434-7021	福祉課施設指導係 ☎(21)0265
	保護施設の設置認可等 ・保護施設の設置の届出受理 ・報告の徴取及び検査(指導監査)	(認可・届け出) 備中県民局福祉振興課障害福祉・保護班 ☎086-434-7055 (検査等) 備中県民局健康福祉課指導班 ☎086-434-7021	福祉課施設指導係 ☎(21)0265
	母子家庭等日常生活支援事業の開始の届出受理等 ・母子家庭等生活支援事業の開始の届出受理 ・寡婦家庭等生活支援事業の開始の届出受理	備中県民局福祉振興課子育て支援班 ☎086-434-7023	福祉課施設指導係 ☎(21)0265
	社会福祉事業実施に係る固定資産税非課税団体の証明 ・固定資産税非課税団体であることの証明	保健福祉課地域福祉・法人指導班 ☎086-226-7317	福祉課施設指導係 ☎(21)0265
社会福祉法人等が行う年賀寄附金の配分申請に係る意見 ・年賀寄附金の配分申請に係る意見書の作成、交付	保健福祉課地域福祉・法人指導班 ☎086-226-7317	福祉課施設指導係 ☎(21)0265	